

あさりの繁殖保護のための殻長制限

島根海区漁業調整委員会指示第27-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、あさりの繁殖保護を図るため次のとおり指示する。

平成28年3月29日

島根海区漁業調整委員会会長 岸

宏

1 制限の内容

中海（松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑を結んだ線、松江 市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）及び境水道（鳥取県境 港市境港防波堤東端から正北の線、松江市美保関町去ルガ鼻東端と鳥取県境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干 拓記念碑を結んだ線及び陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。）において殻長3センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、中海及び境水道への移植放流又は試験研究等を目的として、島根海区漁業調整委 員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。